

平成 16 年度丸亀市包括外部監査（旧丸亀市）
結果及び同結果に付された意見に基づき
財政的援助団体等が講じた措置の通知内容

平成 1 8 年 7 月

丸 亀 市 監 査 委 員

丸亀市監査委員公表第6号

平成16年度丸亀市包括外部監査(旧丸亀市対象)結果に基づき、平成17年7月1日以降新たに講じた措置等について、丸亀市長から通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成18年6月22日

丸亀市監査委員 大岡 正 典
丸亀市監査委員 高 橋 等

記

- 1 包括外部監査の対象となった特定の事件
財政援助団体等の出納その他の事務の執行について
 - (1) 財団法人ミモカ美術振興財団
 - (2) 財団法人丸亀市福祉事業団
 - (3) 財団法人丸亀市体育協会
 - (4) 丸亀市土地開発公社
 - (5) 有限会社丸亀市水道サービス協会
 - (6) 社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会
 - (7) 社団法人丸亀市シルバー人材センター
 - (8) 丸亀市交通対策協議会
- 2 包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び同結果に付された意見への対応
社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会(平成18年5月31日現在)

目 次

第1 報告の内容

財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について

- (1) 社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 1 ~ 2

財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について

(社福)丸亀市社会福祉協議会

区分	番号	事項	監査の結果・意見(内容要約)	措置及び対応状況	備考
結果	1	臨時職員・嘱託職員の給与に関する規程	臨時職員・嘱託職員の給与に関する規程が整備されていない。	市職員課及び社会保険労務士の助言を得た上で「有期雇用事務局職員就業規則」「嘱託職員就業規則」を作成し、平成17年9月27日開催の理事会において、承認を得、制定し、整備を行った。	報告書 60 ページ
意見	1	受託事業の業務委託費	業者への業務委託に関して、市からの委託に係るものについては、丸亀市の契約規則を準用することにより、実質的に市と同様の契約手続きを適用することが望まれる。	随意契約の場合の金額基準等は、丸亀市の契約規則に準じたものとするよう新社協として経理規程に挿入し、平成17年9月27日開催の理事会において承認を得、制定し、改善した。	報告書 61 ~ 62 ページ
意見	3	コミュニティ助成金	市の補助金対象となるコミュニティ助成金は、住民登録人口割助成金と福祉保健推進委員活動費であるが、いずれも市が直接コミュニティに対して助成すればよいのではないかと考える。	行政担当課との協議により、平成17年度から住民登録人口割助成金は市からの直接助成となった。しかし、福祉保健推進委員活動費は、本会設置規程を整備し「市長が委嘱した福祉保健推進委員をもって充てる」と明記されており、社協が推進する小地域ネットワーク活動の性格が強いため、社協を経由しての助成を継続することで決定した。	報告書 63 ページ
意見	6	訪問入浴介護事業	訪問入浴介護事業に係る収入は、ここ3年間減少しており、経常活動資金収支差額は2年連続赤字となっている。綾歌町も同事業を実施しているため、合併後も継続する事業であるが、事業の展開方法や設備の更新時期について、検討する必要がある。	平成17年度において、訪問チーム正規従事者1名の削減による人件費負担の軽減を行い、又、平成18年7月1日からは、丸亀・綾歌事業所の統合を進め、事業運営の合理化を行う予定である。	報告書 64 ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見(内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	10	人件費の経理区分への割当	一般会計の法人運営事業経理区分に計上されている人件費は、法人運営費補助対象(市補助金対象)であり、正確な金額(人件費)が計上されていない場合、予算及び補助金の精算が現実の業務実態に合致していないこととなる。人件費の計上については、業務実態を適切に反映することが必要である。	平成 18 年度から行政補助金対象の職員については業務実態に適合した人事異動を行い適正執行のための改善措置を講じた。	報告書 66 ページ
意見	12	売店事業の収益事業としての位置付け	会の活動資金の造成などの目的は理解できるが、外部に運営を委託することにより、より効率的な運営が可能になり、社会福祉協議会の(直営)事業とした場合以上の使用料収入が見込まれるのであれば、業務委託化なども検討すべきである。	平成 17 年度において原材料仕入業者を入札をもって決定するなど経費節減に努力し、法人運営経理区分へ 350 万円の繰入剰余金を生じるなど経営努力により改善の方向へむいた。	報告書 66 ~ 67 ページ